

●所定疾患施設療養費(Ⅱ)算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪を発症した場合における施設内での対応について、以下のような条件(算定条件による)を満たした場合に、介護報酬等において評価されることとなっております。

当施設では、ご入所者様への安心のご提供等に資するべく、また所定疾患施設療養費(Ⅱ)を適切に算定するため、治療の実施状況をご報告しております。

○算定条件

- ①所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となったご利用者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する10日を限度とし、算、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となるご利用者の状態は次のとおり。
- イ、肺炎
 - ロ、尿路感染症
 - ハ、带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
 - ニ、蜂窩織炎
 - ホ、慢性心不全の増悪
- ④算定する場合、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ※慢性心不全の増悪については、原則として注射、または酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。
- ⑤当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑥当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

[illegible]